

令和8年度 韮崎市放課後児童クラブ 児童募集案内

(令和8年4月1日～令和9年3月31日利用分)

市では、仕事などで保護者が昼間家庭にいない小学生を対象に、授業の終了後や長期休暇等に適切な遊びや生活の場を提供し、児童の健全な育成を図ることを目的として、市内4つの児童センターで放課後児童クラブを開設しています。

入会を希望する児童の保護者は、申請書類に必要書類を添付して申し込んでください。

【申込受付期間】 令和7年11月4日(火)～11月18日(火)

○長期休業中のみご利用の場合も、上記期間内に必ずお申し込みください。

○受付期間終了後については、申し込み状況を踏まえ、2次受付を実施する場合があります。

なお、新年度受入れ態勢準備等のため、受付期間以降の申込については、ご希望に沿えないことがあります。予めご了承くださいとともに、お早めの申込をお願いします。

○スマートフォンやPCから24時間申請可能です。**【令和7年11月4日(火)受付開始】**

URL：<https://logoform.jp/form/A4gP/1094593>

※アクセス後、「児童クラブ申請」へお進みください



1. 申請方法・受付場所・時間

申請方法	受付場所(受付時間)
スマートフォン・PC	受付期間の最終日、午後11時59分までに入力を完了させてください。(24時間、土・日・祝日も申請可能)

2. 対象児童

児童クラブ会員登録(入会)にあたっては、次の要件・条件があります。

利用区分	対象学年	要件
年間利用 (月額会員)	1～3年生	保護者の就業・疾病・看護等により留守家庭となる児童
1日利用 (一時利用)	1～3年生 4～6年生	上記に準じ一時的にクラブ利用が必要となる児童 ※年間をとおして利用を予定されている方(1～3年生)は、年間会員となります。

- (1) 保護者の就業・疾病・看護等により留守家庭となる児童
- (2) 就労証明書の提出義務(世帯の保護者全員(親、祖父母等)が就労等により留守家庭となる児童が入会対象となります)
- (3) 育児休業中のご利用はできません
- (4) 年度途中入会の場合は利用希望月の前月20日までに申請してください

3. 開所日及び開所時間

開所日	開所時間	備考
月～金曜日 (学校開校日)	下校後から 午後7時00分まで	※午後6時以降は最終児童の退館後に閉館となります。 ※午後6時30分以降は延長利用料が発生します。
土曜日・長期休業等	午前7時30分から 午後7時00分まで	※午後6時以降は最終児童の退館後に閉館となります。 ※土曜日は事前登録制で、韮崎児童センターでの合同開催になります。

※土曜日利用については、世帯の保護者全員(親、祖父母等)が就労等により土曜日が留守家庭となる児童が利用対象となります。

4. 利用料

利用区分により、各月の利用実績を翌月 25 日（金融機関が休みの場合は、前営業日）に口座振替で下表の金額を納付いただきます。

年間利用【月額】

区分	単位	第 1 子	第 2 子
基本利用料	月額	2,500 円	1,300 円
長期休業期間利用料の加算	夏休み	7 月	750 円
		8 月	750 円
	冬休み	12 月	250 円
		1 月	250 円
	春休み	3 月	250 円
		4 月	250 円
延長利用（18 時 30 分以降）の利用料	1 回	100 円	100 円

1 日利用（一時利用）【日額】

区分	単位	第 1 子	第 2 子
授業のある日の利用 （放課後の利用）	日額	300 円	200 円
授業のない日の利用 （土曜日、夏休み等）	日額	600 円	300 円
延長利用（18 時 30 分以降）の利用料	1 回	100 円	100 円

※第 1 子、第 2 子の数え方：同一世帯で同じクラブをきょうだいで利用する場合、

年少の児童から順番に数え、第 3 子以降は無料

※利用料の免除：以下に該当の場合は利用料が免除となります。

- ・生活保護世帯
- ・ひとり親世帯かつ市民税が非課税の世帯
- ・障がい者または障がい児のいる世帯かつ市民税が非課税の世帯

■利用料の口座振替の手続き

下記のいずれかで口座振替の手続きをお願いいたします。

（金融機関への登録内容に変更がない限り翌年度以降の登録は不要です）

- ① 口座振替依頼書に必要事項を記入のうえ、口座振替を申し込む口座のある金融機関の窓口に提出
- ② 口座振替を希望される口座のキャッシュカードを持参し税務収納課窓口にて手続き

5. 市内の児童クラブ

小学校に隣接する児童センターで、児童クラブを開所しています。

児童クラブ名	住所	電話番号	定員
① 韮崎児童クラブ （第 1・第 2）	韮崎市本町 2 丁目 1 番 7 号 （韮崎児童センター内：韮崎小の北側）	22-7687	100 名
② 北東児童クラブ （第 1・第 2）	韮崎市藤井町駒井 2248 番地 1 （北東児童センター内：北東小の北側）	23-5550	100 名
③ 北西児童クラブ	韮崎市清哲町青木 1078 番地 1 （北西児童センター内：北西小の北側）	22-1775	50 名
④ 甘利児童クラブ （第 1・第 2）	韮崎市大草町上條東割 788 番地 （甘利児童センター内：甘利小の南側）	23-1535	100 名

必ずお読みください

6. 児童クラブの生活

児童クラブは、ご家庭のかわりにお子様が集団で過ごす場所です。学習支援やアレルギー対応等の専門的な支援については、十分な対応はできかねますので、あらかじめご理解ください。また、集団生活の場であるため、お互いが気持ちよく過ごせるよう、きまりやルールを守っていただくようお願いします。

- (1) 遊びを中心とした生活の場です。学習塾ではありませんので、学習指導はしていません。帰宅後は宿題が終わっているかなど、必ずご家庭で確認してください。
- (2) 夏休み等の学校給食がない期間は、お弁当の持参をお願いします。
- (3) 他の児童や支援員に対する暴力行為や、施設や物品を破損させた場合は、保護者に賠償していただきます。
- (4) クラブでは、出欠席や緊急の連絡などを保護者アプリ「コドモン」にて行うため、アプリの登録をしていただきます。

7. 登所・降所

- (1) 下校後、直接クラブへ登所します。
- (2) 原則、各家庭でお迎えをお願いします。それ以外で塾へ行く場合などは、各家庭での責任で決めてください。帰宅時間や帰宅方法を変更する場合は、必ずクラブに保護者アプリから連絡をお願いします。また、長期休業中など開所時間前のお預かりはできません。必ず保護者が支援員に児童を引き渡してください。
- (3) お迎えは、必ず閉所時間までをお願いします。
- (4) 台風等の荒天の場合には、早めにお迎えをお願いする場合があります。

8. その他

- (1) 利用定員等について

各クラブとも受入可能児童数に限りがあります。申込多数の場合は、低学年（1～3年生）で年間を通して必要な方が優先となります。

※必要に応じて保護者同伴の面接を行う場合があります。

※特別な支援が必要で集団生活に支障があると判断した（見込まれる）場合は、入会できない場合や利用許可を取り消す場合もありますので、予めご了承ください。

なお、支援を必要とする障がいや発達に特性のあるお子さまのための通所支援事業として「放課後等デイサービス」がありますので、選択肢の一つとしてご検討ください。

詳しくは、こども子育て課こども相談担当（電話 22-1118）までお問い合わせください。

- (2) 就労状況の確認のため、就労証明書の提出が必須となります。状況により、勤務表等の提出を求めることや、勤務先に直接問い合わせをする場合があります。
- (3) 勤務先や就労状況が変更したときは速やかに「就労証明書」を再提出してください。
- (4) 会員区分の変更は、転職で勤務状況が変わる場合などに限ります。利用児童数により変更ができない場合があります。
- (5) 台風等の荒天時や、インフルエンザ等の感染状況により、利用自粛要請や臨時休所等を行う場合があります。
- (6) 児童クラブ利用許可の取消しについて

年間を通じて多くの児童がクラブを利用していますが、その一方で、入所申請をしたものの、実際はクラブを利用しない方もいます。入所の申請をする前に、「児童クラブの利用が本当に必要であるか」ご家族とよく話し合って申し込みをお願いします。

また、次の理由（**韮崎市放課後児童クラブ条例：第10条および12条**）に該当する場合は、**利用の制限もしくは許可の取消をさせていただきます**。児童クラブに関しましては、保護者の就労・疾病等の理由などで不在になる、あるいは家族の看護等により家庭で適切な監護を受けられない子どもを対象としています。**正当な理由なく長期間（2ヶ月程度）利用しない場合などは、対象者の要件を満たさないものと判断させていただきます**。

（利用の制限）

第10条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、児童クラブの利用を許可しない。

- (1) 児童クラブを利用しようとする児童が疾病等の理由により集団生活に適さないと認められるとき。
- (2) 児童クラブの運営上支障があると認められるとき。
- (3) その他市長が不適当と認めるとき。

（許可の取消し等）

第12条 市長は、利用児童が次の各号のいずれかに該当するときは、その許可を取り消し、又は利用を停止することができる。

- (1) 偽りその他不正の行為により利用の許可を受けたとき。
- (2) この条例又はこれに基づく規則に違反したとき。
- (3) 利用児童が第5条に規定する要件に該当しなくなったとき。
- (4) 第9条第2項の規定により付された条件に違反したとき。
- (5) 第10条各号の規定に該当する事実が認められるとき。

○**韮崎市放課後児童クラブ条例（関連部分抜粋）**

（対象者）

第5条 児童クラブを利用できる者は、市内に住所を有する者又は市内の小学校に在学している児童であって、かつ、次に掲げる事由のいずれかに該当するものとする。

- (1) 保護者が就労又は疾病等の理由により昼間不在となることが常態であって、当該保護者及び保護者に代わる者のいない児童
- (2) 保護者が家族等を看護することが常態であって、家庭で適切な監護を受けられない児童

2 市長は、前項の規定にかかわらず、特に必要と認めるときは、同項以外の小学校に在籍する児童に児童クラブを一時的に利用させることができる。

（利用の許可）

第9条 児童クラブを利用しようとする児童の保護者は、あらかじめ市長に申請し、その許可を受けなければならない。

2 市長は、前項の許可をする場合において、管理上必要があると認めるときは、条件を付すことができる。

保護者の方へのお願い

児童クラブは、家庭に代わる生活の場を提供しますが「集団生活」の場でもあり、利用するうえでのマナーやルールがあります。自分勝手な行動は事故やケガの原因となることから、支援員がお子さんを褒めたり、叱ったりすることがあります。一人ひとり育ってきた環境や個性が違いますので、褒め方や叱り方、性格等、アドバイスがありましたらぜひお伝えください。また、ご家庭でも児童クラブのルールを守り、仲良く過ごせるようにご指導をお願いいたします。

韮崎市役所こども子育て課子育て支援担当 電話 22-1115（直通）